

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
こと等による介護保険の第一号介護保険料の減免取扱要
綱

令和2年6月19日制定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号介護保険料の減免について、防府市介護保険条例第12条、防府市介護保険条例施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定及び「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について」（令和2年4月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「厚生労働省通知」という。）に基づき、その運用の公正を図ることを目的とする。

(保険料の減免となる第一号被保険者及び減免額)

第2条 この要綱による保険料の減免は、厚生労働省通知の別紙1「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者に係る保険料の減免に対する財政支援の算定基準について」に基づき、次の各号に掲げる第一号被保険者について、当該各号に定める額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 全部
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第一号被保険者 別表第1で算出した対象保険料額に、別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額
 - ア その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控

除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ その属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額(介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 別表第2の規定に関わらず、その属する世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に関わらず、対象保険料額の全部を免除する。

3 第1項各号に掲げるいずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

(減免の対象となる保険料)

第3条 減免の対象となる保険料は、令和元年度から令和4年度までの保険料であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が設定されているものとする。

2 前項に該当する場合であつて、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったことにより令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とする。

3 第1項に該当する場合であつて、既に徴収した保険料があるときは、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合に限り、遡って保険料を減免することができる。

(申請)

第4条 保険料の減免を受けようとする者は、介護保険料減免申請書(規則第7号様式(以下「減免申請書」という。))に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、添付することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、その限りでない。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる

生計維持者が死亡した場合 死亡診断書の写し等

(2) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 医師の診断書の写し等

(3) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止した場合 事業収入等の状況申告書及び廃業届等、廃業の事実が確認できる書類

(4) 新型コロナウイルス感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が失業した場合 事業収入等の状況申告書及び離職票又は雇用保険受給資格者証等、失業した事実が確認できる書類

(5) 新型コロナウイルス感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合 事業収入等の状況申告書及び申請までの一定の期間に係る帳簿や給与明細書等、収入額が確認できる書類

2 市長は介護保険法第202条の規定により当該被保険者又はその世帯員に対し、文書の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させることにより、提出された申請書及び添付書類の内容が事実と相違ないことを確認することができる。

(審査及び決定)

第5条 市長は前条の申請があったときは、第2条に基づき、減免の適否を審査決定し、規則第8号様式による介護保険料減免決定通知書によって通知する。

(減免措置の変更、取消)

第6条 市長は、虚偽その他不正行為により保険料の減免の決定を受けた者がある場合は、減免の決定を変更又は取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、改正後の第2条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表第1

対象保険料額 = $A \times B \div C$
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

別表第2

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8